

令和5年度審議事項及びスケジュールについて（案）

1 本年度の審議事項

審議事項	根拠法令	評価委員会の役割
(1) 第3期中期計画の変更	評価委員会条例 第2条第1号	条例の規定により、 <u>市長の諮問に応じて、意見を述べる。</u>
(2) 令和4年度業務実績評価	評価委員会条例 第2条第2号	

（参考）地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について市長に意見を述べるものとする。

(1) 法第26条第1項に規定する中期計画の認可に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価に関すること。

2 評価委員会スケジュール(案)

委員会	開催日 (予定)	主な審議事項	
		(1) 中期計画の変更	(2) 業務実績評価
第1回	5月19日(金)	諮問・審議	
第2回	7月14日(金)	関係機関等(※)への意見聴取	諮問・審議
第3回	10月20日(金)	修正案審議・答申	意見取りまとめ・答申

※長野県地域医療構想調整会議、医師会など

12月市議会
(議決)

12月市議会
(報告)